

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【丹後地域】

整理 番号	提案施設			提案概要	用地買収 の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査 結果	事業委員会 意見等	備考	
	種別	名 称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性				
								公共事業とし ての必要性	地域づくり等と の整合性	地域要望等との 整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性	早期対応の必 要性				他の管理者等と の調整の難易
1	交通 安全 施設	信号機 (新設)	板列線かえでこども園（建設中）前	町立かえでこども園を建設中で、横断歩道はあるが交通量が多い。通園路でもあり信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施 しない		宮津署管内 (受付番号 41)
2	交通 安全 施設	信号機 (新設)	国道482号峰山消防署竹野川遺所前交差点	国道482号と大山工業団地からの市道が交差する所で、見通しが悪く、速度が速い。危険であり信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施 しない		京丹後署管内 (受付番号 72)
3	交通 安全 施設	信号機 (新設)	国道178号市道下石浦南線交差点	国道に接しており、カーブミラーでは住民の高齢化により高速で走行する車両を確認できない。信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施 しない		宮津署管内 (受付番号 191)
4	交通 安全 施設	信号機 (新設)	杉谷荒山線桶田杉ノ木線交差点	近隣にスーパー、市役所、病院等があり、交通量が多い。道路整備により交通量が増加し、交通事故が発生している。信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施 しない		京丹後署管内 (受付番号 193)
5	交通 安全 施設	信号機 (新設)	国道482号二俣BS前	小学生や高齢者がバス停を利用しており、車両の速度が速く、見通しも悪いため、横断が危険。信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施 しない		京丹後署管内 (受付番号 192)
6	交通 安全 施設	信号機 (新設)	国道482号弥栄BP国久線交差点	国道482号弥栄BPの開通後、交通量の増加が進み、信号機がないため大変危険である。信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施 しない		京丹後署管内 (受付番号 215)
7	交通 安全 施設	信号機 (新設)	国道482号弥栄BP井辺交差点	広い交差点に信号機がない。バイパスができて交通量が多い。交通事故が多発している。信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施 する		京丹後署管内 (受付番号 216)
8	交通 安全 施設	信号機 (新設)	国道482号弥栄BP鳥取交差点	国道482号弥栄BPの開通後、交通量の増加が進み、左右の見通しが悪い ため大変危険である。信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施 しない		京丹後署管内 (受付番号 217)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【丹後地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	事業委員会意見等	備考	
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易
9	交通安全施設	信号機(新設)	府道間人大宮線杉ノ本丸山線交差点	学校の再配置でしんざん小学校の通学路となり、横断用の信号機がなく、児童の通学に危険。信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない		京丹後署管内(受付番号226)
10	交通安全施設	信号機(新設)	国道312号家下下古川線交差点	国道を横断するためには、北方の信号まで迂回する必要がある。今後道路拡幅が行われ、さらに交通量が増加する。信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない		京丹後署管内(受付番号228)
11	交通安全施設	信号機(新設)	国道178号市道浅茂川小浜線交差点	停止線はあるが、車両が止まらない。市道側の幅員が広く合流時に危険。通学路でもあり、信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	×	実施しない		京丹後署管内(受付番号233)
12	交通安全施設	信号機(灯器改良)	宮津市上司 国道178号栗田交差点	国道用と府道用の信号機が交差点内で両方が見えてしまい見間違えるため、灯器の改良を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施する		宮津署管内(受付番号24)
13	交通安全施設	信号機(停止線移設)	宮津市岩ヶ鼻 国道178号養老交差点	国道と市道の出入りの際、信号停止車両が支障となり進入できない。停止線の移設を要望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施しない		宮津署管内(受付番号237)
14	交通安全施設	信号機(文字板設置)	京丹後市久美浜町 佐野国道312号 国道482号交差点	半感应式信号機が設置。感知場所がわかりにくく、長時間待つことがある。「感知中」を表示する文字板設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施する		京丹後署管内(受付番号12)
15	交通安全施設	信号機(視覚障害者用付加装置・歩行者灯器増設)	京丹後市峰山町杉谷 呉服櫻内線丹後中央病院口交差点	バス停から病院に向け道路を横断する際に視覚障害者等の横断が困難。視覚障害者用付加装置の設置及び従道路側に歩行者灯器の増設を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施する		京丹後署管内(受付番号194)
16	交通安全施設	信号機(灯器改良)	京丹後市峰山町赤坂 網野峰山線ふると農道交差点	夜間等、信号交差点北側の交差点の手前から、歩道縁石の反射板と奥の信号機が被り、交差点を見落とす。フード取付け等の灯器改良を要望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施しない		京丹後署管内(受付番号213)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【丹後地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査結果	事業委員会意見等	備考
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性	他の管理者等との調整の難易			
17	交通安全施設	信号機 (改修 押ボタン化)	峰山町杉谷石ヶ下岡ノ坊線KTR峰山駅前交差点	歩車分離式信号機が設置。車の流れをよくするため、歩車分離信号機の押ボタン化への改修を要望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施しない		京丹後署管内 (受付番号352)
18	交通安全施設	信号機 (歩車分離化・改修 押ボタン化)	京丹後市峰山町呉服網野峰山線呉服交差点	右折待ち車両による渋滞が発生。渋滞解消のため、歩車分離化及び改修(押ボタン化)を要望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施しない		京丹後署管内 (受付番号353)
19	交通安全施設	横断歩道	京都府京丹後市久美浜町鹿野地内	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施する		京丹後署管内 (受付番号222)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型安心・安全整備事業（既要望）技術審査一覧【丹後地域】

受付 番号	提案施設			提案概要	用地買収 の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査 結果	審査委員会 意見等	備考	
	種別	名 称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性					
								公共事業とし ての必要性	地域づくり等と の整合性	地域要望等と の整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性	早期対応の必 要性	他の管理者等 との調整の難 易				
1	交通安全 施設	道路標識	京都府京丹後市大宮 町口大野381番地6 先 府道明田丹後大宮停 車場線	道路標識の補修要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	京丹後署管内 (既要望)

- ◆【第1段階チェック：対象とならない工事】
 - ①国や市町村が管理する施設に関する工事
 - ②利便性向上や環境整備に関する工事
 - ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
 - ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事
- ☆《他事業での実施》
 - ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事
- ◆【第2段階チェック：技術審査】
 - 6項目について○、×の評価を記入